

広報 小田原 9

2014

No.1114 18号

月2回 1日/15日 発行

まちづくり情報誌 City of Odawara Public Relations



文化レポーター養成講座のようす

文化活動を発信

- P2 バスに乗ろう
- P4 文化レポーター始動
- P6 安心・安全な下水道事業のために



バスに乗るのに

高齢化社会で増す役割

問 都市計画課 電話 33・1267

「おでかけ」のとき、移動手段は何ですか。
通勤・通学・通院・買い物などに役立つ路線バス。
 ふだんは自家用車を使う人も、
 高齢になると、バスが日常の移動手段になってきます。
 市では、バス事業者などと路線バスの維持・確保、
 利便性の向上に向けた取り組みを進めています。



路線バスの現状

現在、市内では4社のバス事業者が89系統の路線バスを運行しています。

平成14年以降、利用者の減少や採算性が低いなどの理由から、大幅な減便や廃止が複数回行われ、日中ほとんど路線バスが運行しない地域が出てきています。

また、交通手段の調査結果では、代表的な交通手段が自動車である割合は約46パーセントと高く、バスは県内平均と比べて低い約1パーセントとなっています。バスの利用が少なく、自家用車など自動車の移動に頼った地域となっています。

全ての人のために

バス(Bus)は、「全ての人のために」を意味するラテン語「omnibus」を省略したものとわれています。

路線バスがなくなると、高齢者や学生など、自動車を運転しない人の「おでかけ」が不便になります。今は自動車を運転できる人も、将来、高齢などにより運転できなくなると、路線バスが移動手段の一つになるでしょう。

また、路線バスの利用は環境にやさしく、二酸化炭素排出量の削減や、道路混雑の解消にもつながります。

さらに、自宅からバス停、バス停から目的地へ歩くと、健康維持になります。

路線バスを守り育てる

市では、学識経験者・市民・バス事業者などによる「小田原市生活交通ネットワーク協議会」を設立し、「小田原市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

この計画に基づき関係者が連携し、路線バスの維持・確保、利便性の向上に向けて取り組んでいます。また、バスを待つ環境の向上やバリアフリー化の推進など、利用しやすい路線バスを目指しています。

路線バスを守るには、何よりも多くの人を利用することが大切です。将来にわたり誰もが移動しやすいまちづくりのために、自動車に頼りすぎない「おでかけ」をしてみませんか。



今年2月、酒匂川流域の自治体(小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松光町・山北町・開成町)で作成した「バスマップ」。広域の路線を調べることができます。市役所、支所・連絡所、市立病院、保健センター、観光案内所などで配布している他、市ホームページから印刷できます。



トップページ「市の取り組み」をクリック→「都市基盤」→「交通」の「バス交通」

9月20日はバスの日

日本で最初のバスの運行は京都市で、1903(明治36)年9月20日に始まりました。これを記念し、1987(昭和62)年に「いつでも、どこでも、みんなのバス」をテーマに、「バスの日」が制定されました。

「バスの日」を機会に、身近な公共交通であるバスについて、考えてみましょう。



環境のことを考えると、やっぱりバス通勤になりますね。

バスは便利で経済的ですね。

通学はバスがいいね! 友達にも会えるし!

段差のないバスはベビーカーでも安心だわ。



富士急湘南バス



伊豆箱根バス



箱根登山バス



神奈川中央交通



市内を運行するバス路線

文化レポーター始動

小田原の文化情報を発信します

皆さんは、小田原の文化や文化団体の活動を

どのくらい知っていますか。

小田原には多くの文化があり、

その魅力を伝えるのが「文化レポーター」。

今後の活躍が期待されます。



☎ 文化政策課 ☎ 33-1707

「小田原文化を伝える」

小田原市では、毎週各所でイベントがあります。年間260件以上のイベントが開催されていることを、多くの市民は知らないと思います。また、イベントの準備や会場運営には、多くの市民が関わっています。

文化レポーターとして、イベントをレポートするだけでなく、歴史に育まれた小田原の多様な文化を伝え、支え、広げている人々の活動にも焦点を当ててレポートしていきたいと思います。そして、「小田原文化」といえるような市民のつながりを生み、創造的な活動に発展していく一助となることを目指します。

文化レポーターとは

小田原では、多くの文化団体が活動しています。しかし、魅力的な活動やイベントを精力的に展開していても、十分に情報が発信されず、周知されないまま終わってしまうことが少なくありません。

平成23年度に策定した「文化振興ビジョン」では、豊かな文化を生かし、「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」を目指しています。文化には、音楽や美術などの芸術文化だけでなく、衣食住をはじめとした生活文化や、なりわいの文化もあります。

「小田原の魅力ある文化を、皆に知ってもらいたい！」

文化レポーターは、レポーター自身が興味のある文化イベントなどに出掛け、取材。文化レポーターの視点で、魅力を感じた情報をフェイスブックなどで発信します。発信された情報は、文化に関わるさまざまな人や活動をつなげ、ネットワークを広げる役割も担います。

皆さんに、今まで知らなかった小田原の文化情報をお届けします。

養成講座 7～9月


文化レポーター養成講座の受講生を募集したところ、幅広い年代から19人の応募がありました。

全4回の講義では、プロのライターから伝

メールマガジン

「メルマガ@おだわら・文化」

市では、文化情報を発信するメールマガジン「メルマガ@おだわら・文化」を配信しています。ぜひ登録して、小田原の文化に触れてみてください。皆さんからの情報もお待ちしています。

 トップページ「小田原メールマガジン」をクリック→「おだわら・文化」の「詳しくはこちらへ」



「じわじわくる小田原の魅力を発信したい!」

いろいろな場所に行ったり、食べ歩いたりしたことを写真に撮って、ブログやフェイスブックで公開しています。最近では動画を公開し、東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本のおもしろいところや伝統的なことを紹介しています。「東京からちょっと足を伸ばして、小田原にふらっと立ち寄ってもらえるような情報を発信できたらいいな」という夢を抱いています。

小田原に住んで10年ぐらいいちますが、生まれも育ちも小田原じゃない「ヨソモノ」なので、「ヨソモノ」の視点が強みだと思います。その視点を生かし、小田原の「じわじわくるおもしろさや魅力」を発信できればと思っています。

フェイスブックやツイッター、ブログの情報は地域情報の最先端

現代は、誰でも情報発信できることが当たり前前の時代です。かつて、最先端の情報は、出版社のプロライターや報道機関の記者が持っているものでした。しかし、地域のグルメやイベントなどの情報は、フェイスブックやツイッターなどを検索して得ることが増えています。「地域情報の最先端は、市民のフェイスブックやツイッター、ブログにある」というのもよいでしょう。

「今まで埋もれていた地域の豊かな情報を、誰にも見えるようにしていくこと」が養成講座の目的であり、文化レポーターの力だと思っています。



養成講座講師
森 旭彦さん

えたいことの探し方、取材のしかた、記事の書き方などを学び、文化レポーターとしての基礎を身につけます。また、実習として実際に文化イベントなどを取材し、市フェイスブックなどで発信します。

実践 9月中旬～平成27年3月


養成講座で身につけた技術を生かし、それぞれの文化レポーターが、興味のある文化イベントなどを探し、取材。フェイスブックで情報を発信します。月に1回、担当レポーターが、フェイスブックで発信した情報を充実させて、コラムを作成。コラムは、市ホームページに掲載します。

本格活動 平成27年4月～

本採用された文化レポーターは、各自自由に、フェイスブックを使って情報を発信します。

市は、文化レポーターと取材対象となるイベント主催者などをつなぎ、スムーズに取材できるよう橋渡しします。

文化レポーターに取材してほしいイベントがある場合は、文化政策課までご連絡ください。

 トップページ「暮らし」をクリック
↓「文化／生涯学習」の「文化・芸術」↓「文化レポーター」

安心・安全な 下水道事業のために 10月1日から 下水道使用料改定

下水道使用料の使い道

下水道事業の主な財源である下水道使用料は、家庭や事業所などから排出される汚水の処理や下水道施設の維持管理、施設建設時の借入金返済などに使われています。

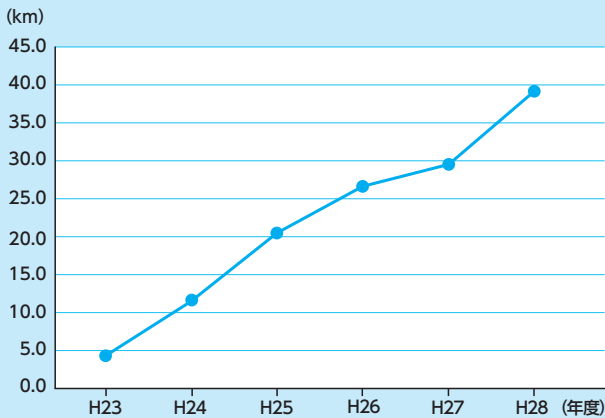
下水道を整備し、汚水を処理することで、河川などの汚濁を防ぎ、生活環境を快適に保つことができます。

下水道施設の現状

市の下水道事業は、昭和34年の事業着手から50年以上がたちました。平成25年度末の下水管の総延長は、約566キロメートルになりました。市街化区域の約9割で下水道が使えるようになった一方、初期に整備した施設は、標準耐用年数といわれる50年を迎えています。

そのため、未普及地域の下水道整

■ 標準耐用年数を超えた下水管の延長



備と並行して、老朽化した施設を長く使用できるよう補強しています。また、大規模地震に備え、広域避難所や災害拠点病院などに接続する下水管の耐震化を進めることが重要となっています。

今後も安心・安全に下水道が使える

るよう、施設を計画的に維持管理していく必要があります。

下水道財政の現状

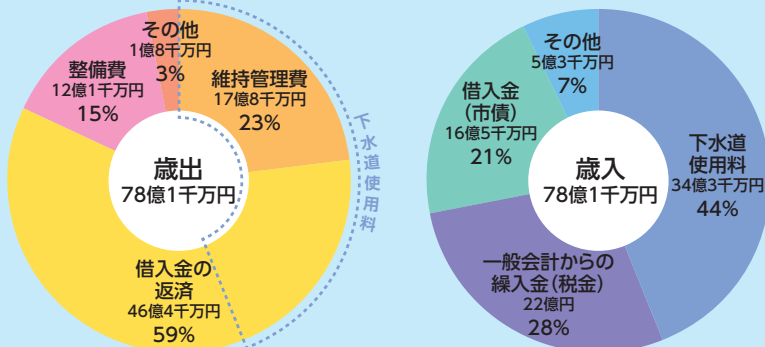
下水道事業は、施設の建設時には多額の整備費を必要とし、多くの資金を借り入れたため、借入金(市債)の残高は、ピーク時の平成14年度には約618億円でしたが、平成24年度末には約500億円まで減らしました。借り入れる額を抑えながら、借入金の残高を減らすよう努めています。毎年、借入金の返済額は、元金と利子を合わせて40億円を超えています。当面はこの水準で返済し続けなければなりません。

一方、整備により、接続する家庭や事業所の件数は増えてきましたが、社会情勢の変化や節水志向により使用水量が減少し、下水道使用料は、減収になる見込みです。

下水道事業は、皆さんが納める使用料で支えられています。今後も、安心・安全に使える下水道を維持し、経営の健全化を図るため、下水道使用料を改定します。ご理解とご協力をお願いします。

〒 下水道総務課 ☎ 33-1616

■ 平成24年度下水道事業の収支状況

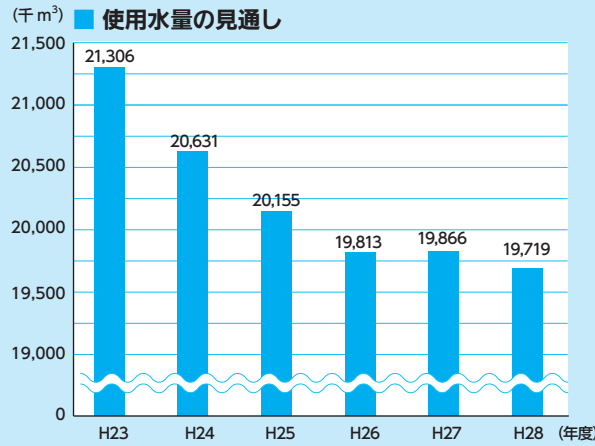


「維持管理費」と「借入金の返済」に、「下水道使用料」の他、「一般会計からの繰入金(税金)」と「借入金(市債)」の一部を充てています。



経営の健全化

下水道事業を効率的に運営するため、職員数の削減、処理場運転の委託に加え、平成14年度から段階的に、使用料の徴収を委託してきました。また、平成18年度からは、過去の高利率の借入金を低利率のものに借り換え、利子負担を軽減してきました。



このように、経費削減などで経営を改善してきましたが、今後も継続して安定的に事業を運営するため、使用料を改定し、下水道財政の健全化を図ります。

10月1日から 下水道使用料を改定

平均で9.24パーセントの値上げを行います。

基本使用料は、1,811円(税抜き)のままですが、2か月当たりの水量が20立方メートルまでだったものを16立方メートルまでに減らします。16立方メートルを超えた分の使用料

■ 単価表(2か月当たり・税抜き)

改定使用料(10月1日から)		
水量区分など	単価	
基本料金(0~16m ³)	1,811円	
超過料金(1m ³ 当たり)	17~20m ³	41円
	21~40m ³	141円
	41~60m ³	168円
	61~100m ³	203円
	101~200m ³	229円
	201~2,000m ³	237円
	2,001~10,000m ³	244円
	10,000m ³ 超	247円
公衆浴場(1m ³ につき)	5円	



現行使用料		
水量区分など	単価	
基本料金(0~20m ³)	1,811円	
超過料金(1m ³ 当たり)	21~40m ³	127円
	41~60m ³	154円
	61~100m ³	183円
	101~200m ³	209円
	201~1,000m ³	214円
	1,001~2,000m ³	219円
	2,001~10,000m ³	222円
	10,000m ³ 超	224円
公衆浴場(1m ³ につき)	5円	

■ 下水道使用料改定額の例(2か月当たり・税込み)

使用水量	現行使用料	改定使用料	差額
0~16m ³	1,955円	1,955円	0円
20m ³	1,955円	2,133円	178円
35m ³	4,013円	4,417円	404円
50m ³	6,362円	6,993円	631円
60m ³	8,025円	8,807円	782円
70m ³	10,001円	10,999円	998円
80m ³	11,978円	13,192円	1,214円
90m ³	13,954円	15,384円	1,430円
100m ³	15,931円	17,577円	1,646円
200m ³	38,503円	42,309円	3,806円
500m ³	107,839円	119,097円	11,258円
1,000m ³	223,399円	247,077円	23,678円

※10月1日をまたいで使用した場合の算定は、10月検針分については旧使用料、11月検針分については旧使用料と新使用料を足して2で割る計算により算出します(ただし、下水道の使用開始・中止の時期により異なる場合があります)。

は、使用水量により異なりますが、おおむね均等な値上げ率となっています。


市の一般家庭の2か月当たりの平均使用水量である35立方メートルを使用した場合、404円(税込み)の値上げとなります。

井戸水など 水道水以外の 水をご利用の人へ

井戸水など水道水以外の水を使用している場合は、世帯人数などによって下水道使用水量を認定します。

- そのため、下水道に接続後、次の変更があった場合は、下水道総務課に届け出てください。
- 水道水に加え、新たに水道水以外の水を使用する場合。
- 水道水以外の水を使用する設備に変更があった場合。
- 世帯人数に変更があった場合。
- その他、水道水以外の水の使用量が変わった場合。

用紙は下水道総務課で配布している他、市ホームページから印刷できます。


 トップページ「暮らし」をクリック→「上・下水道」の「下水道・し尿」→「申請書ダウンロード」

大雨や台風

備える

「いのちを守る」避難

9月から10月にかけては、

日本に接近・上陸する台風が多くなります。

大雨、洪水、暴風、高潮などをもたらすし、

毎年、洪水や土砂災害などの

災害が発生しています。

また、近年は、短時間に狭い範囲で

非常に激しく降る集中豪雨も

頻発しています。

大雨や台風の気象情報に注意して、

「いのちを守る」ため、

的確な判断で早めに避難しましょう。

防災対策課 ☎33-18855

「いのちを守る」 4つの原則

- ① 雨が激しいときは、河川に近づかない。
- ② 避難勧告が発令されなくても、身の危険を感じたら、自主的に避難する。
- ③ 小さな川や用水路などの氾濫時には、慌てずに2階などへ上がる。
- ④ 避難対象区域外でも、危険を感じたら、自主的かつ速やかに避難する。

『洪水ハザードマップ』で 危険箇所を確認

『洪水ハザードマップ』は、市内の7つの河川別に、浸水の範囲と深さ、避難場所などが示されています。浸水の範囲と深さは、

大雨で河川の堤防が決壊した場合の浸水予測に基づいたものです。マップは、防

災対策課で配布している他、市ホームページでも確認できます。居住地域の浸水想定や危険箇所をチェックし、避難場所や避難経路を確認しましょう。

「洪水ハザードマップ」の河川
酒匂川、狩川、仙了川、山王川、早川、森戸川、中村川

避難行動4つの原則

- ① 風水害等避難所への移動
風水害等避難所：市内小学校全25校、城北タウンセンターいずみ、県立小田原城北工業高校、生きがいふれあいセンターいそしぎ、保健センター
- ② 親戚や友人の家など、安全な場所への移動
- ③ 近隣の高い建物などへの移動
- ④ 建物内の安全な場所待避
(2階などの上階、山とは反対側など)



至誠・市政

『ふるさと』への想い

小田原市長 加藤 憲一

7月27～29日、福島県の相馬・双葉地方を訪問しました。報徳のご縁で復興支援をさせていただいている相馬市から伝統行事「野馬追」へお招きいただいた機を捉え、相馬市・浪江町へ派遣している本市職員を激励するとともに、放射能汚染による困難の只中にある飯館村・浪江町・大熊町の各首長さんをお訪ねしました。

この3町村は、いずれも全域が放射能汚染され、今なお全町・全村避難が続いています。それぞれ、置かれた状況、抱える課題の内容に差はあるものの、全ての住民が「ふるさと」から否応なく遠ざけられています。帰る見通しの立たぬまま、3年5か月を経過して傷みの進む我が家や、草や灌木に覆われつつある田畑を、ただ見ているしかない悔しさと苦しみは、外からたまに訪れるだけの私たちには、推し量るに余りあります。

飯館村・菅野村長、浪江町・馬場町長、大熊町・渡辺町長。皆さんそれぞれ、この間の過酷極まりない状況の中で、ただひたすらに住民の帰還を願い、地域の将来のために、考え得るあらゆる策を講じてこられました。国や東京電力との厳しい交渉、はかどらない除染、住民からの突き上げ、帰還を希望する住民の減少と離散…。それでもなお、あきらめどころか、前を向き、未来の視点から、今なすべきことにまさに命がけで取り組んでおられました。

首長さんたちは、悔しさを苦悩を直接口にはしませんが、二本松市に避難している浪江町名産の「相馬・大堀焼」組合長、半谷さんの言葉が忘れられません。ご自宅と伝来の窯、そして浪江だけの釉薬が取れる地層があった郷里は、高い線量の放射能に汚染され、帰還困難区域に。地層そのものが汚染され、釉薬として取り出すことはもうできないそうです。「あれから、晩酌しても、うまいと思って呑んだことは一度もない」。

被災前に半谷さんが焼いた、灰色がかかった緑色で、表面のひび割れ模様が特徴の大堀焼の湯呑みを、一つ買わせていただきました。絵柄には、相馬の馬と、浪江の波、そして波間に飛ぶ浜千鳥。「もう数少ねえんだ。大事にしてください」。市長室で大切に使っています。

まだかなりの時間が必要となる、双葉地方の復興に、息長く寄り添わねばと、強く思いました。と同時に、当たり前に感じがちなるふるさと・小田原の豊かさ、そのありがたみを、今はかみしめています。

避難情報の種類と執るべき行動

7月10日の台風8号の際、市では初めて、早期避難のための避難所(市内小学校全25校)を開設しました。

市では、台風などで災害が発生するおそれがある場合などに、避難所を開設します。

避難情報は、予測される風水害の程度により異なります。防災行政無線の放送や、市ホームページなどから情報を得て行動しましょう。

避難情報の種類とそのとき執るべき行動 市からの避難情報などを参考に、自らの判断で 避難行動を執りましょう

避難指示	避難勧告	避難準備情報	早期避難のための避難所開設	避難情報の種類
避難の対象となる地域の人は、避難を完了させましょう。	避難の対象となる地域の人は、避難を始めましょう。	避難の対象となる地域の人は、避難の準備を始めましょう。	夜間に風雨が強まる場合、夕刻に開設し、避難を受け入れます。	市からの情報
●浸水のおそれのある地域の風水害等避難所(小学校など)を開設します。 各河川の浸水想定区域のうち浸水深が50cmを超えると想定される地域、土砂災害警戒区域等を対象とします。			●市内小学校全25校を避難所として開設します。 ●市内全域を対象とします。	
●避難勧告の対象地域のうち、避難しそびれた人は、直ちに避難してください。 ●避難経路の浸水や風雨が強まり避難が困難な人は、無理をせず、自宅や近隣の建物の2階以上に避難してください。	●避難所への避難が必要と判断した場合は、避難してください。 ●非常持ち出し品を持って避難しましょう。	●気象情報に注意し、避難の必要について考えましょう。 ●非常持ち出し品の準備などをしましょう ●高齢者など避難するのに時間のかかる人は、避難を開始しましょう。	●夜間の避難が困難な人や不安な人などは、早めに避難しましょう。 ●非常持ち出し品(懐中電灯、食料、飲料水、衣類など)を持って避難しましょう。 ●できる限り、毛布やタオルケット、枕などの寝具を持って避難しましょう。	避難行動

緊急度



平成25年度

「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の運用状況

問 総務課 ☎33・12880

情報公開制度に基づき、

市が持つさまざまな情報を皆さんに公開しています。

また、個人情報保護制度に基づき、

市が持つ個人情報を保護しています。

情報公開制度とは

請求などにより、市の公文書を公開する制度です。

皆さんには市が持つ行政情報を知ることがあり、市には説明する義務があります。皆さんは市に公文書の公開を請求することができ、市は請求に応じて公文書を公開します。

個人情報保護制度とは

個人情報の取り扱いに関する具体的なルールを定め、個人の権利利益が損なわれることを防止する制度です。

市が持つ個人情報は、条例で制限を設け、保護しています。自己の個人情報、本人の開示請求で確認できます。

制度の運用状況

平成25年度の公文書の公開請求者は456人、請求件数は964件。個人情報の開示請求者は52人、請求件数は61件でした。

市が保有している個人情報の内容の訂正を求める請求や、その取り扱いの利用停止を求める申し出はありませんでした。

なお、市と同様に情報公開・個人情報保護制度が適用される指定団体として、一般財団法人小田原市事業協会、公益財団法人小田原市体育協会、株式会社小田原水道サービスセンターの3団体が指定されていますが、平成25年度はいずれの団体にも請求はありませんでした。

公文書の公開請求に対する処理状況・主な請求内容

処理状況	件数	主な請求内容
公開	833	建築計画概要書、工事の計画書、開発許可申請書、火災活動報告書 など
一部公開 ※	100	
非公開	4	
不存在 ※	18	
取り下げ	9	
合計	964	

※一部公開は、個人情報などの非公開情報が含まれている場合です。
※不存在は、請求された文書が存在しない場合です。

個人情報の開示請求に対する処理状況・主な請求内容

処理状況	件数	主な請求内容
開示	46	印鑑登録証明書交付申請書、市立病院のカルテ など
一部開示 ※	6	
不開示 ※	9	
取り下げ	0	
合計	61	

※一部開示は、個人情報などの非開示情報が含まれている場合です。
※不開示は、請求された文書が存在しない場合も含まれます。

『情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書』は、行政情報センターと図書館にあります。

請求方法

公文書の公開や個人情報の開示請求は、必要事項を記入した所定の用紙を行政情報センターに提出してください。開示請求の手続きは、原則として請求者本人が行うため、運転免許証など本人確認のできる書類の提示が必要です。請求手続きについて詳しくは、電話でお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。



トップページ「市の取り組み」をクリック↓「情報公開・個人情報保護」の「情報公開」/「情報公開・個人情報保護」の「個人情報保護」

市の情報窓口 行政情報センター

行政情報センターは、市役所4階にあります。

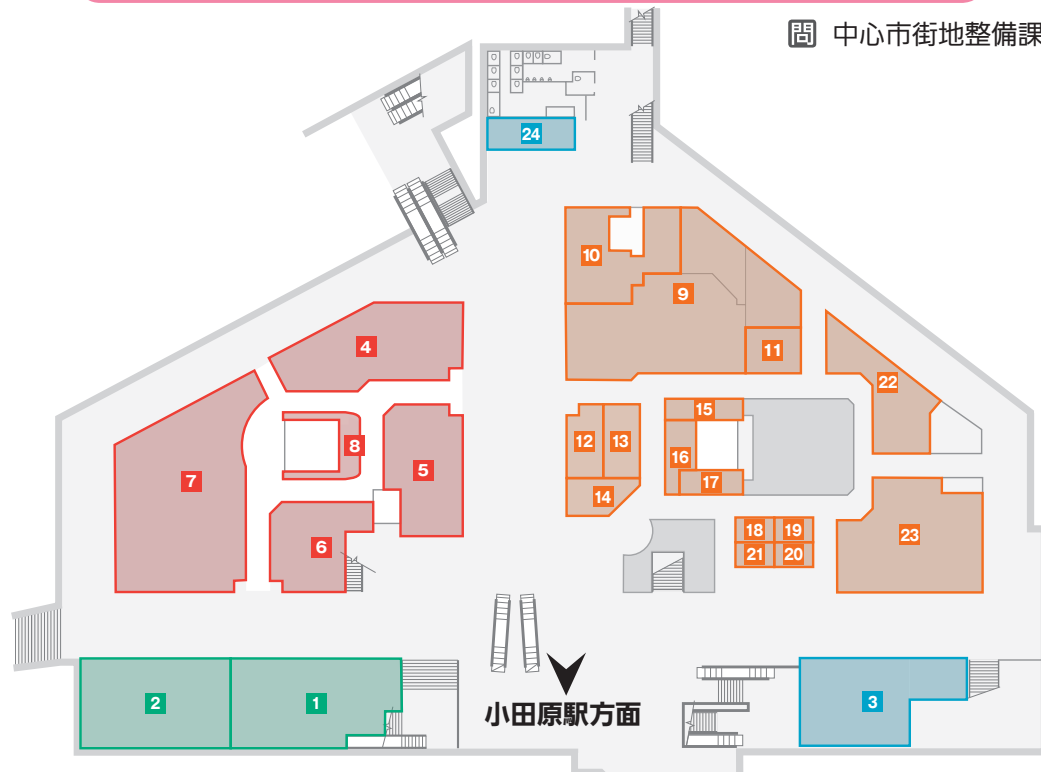
情報公開や個人情報開示請求の相談・受け付けの他、市の行政資料の閲覧・コピーや有償刊行物の販売も行っています。

小田原地下街

開業まで2か月

11月1日(土) グランドオープン

問 中心市街地整備課 ☎33-1596



11月1日(土)、小田原地下街「HaRuNe小田原」がグランドオープン。
 今月は、出店者をお知らせします。

地域経済の振興と中心市街地の活性化を目指す地下街。
 グランドオープンに向け、各店が商品開発などに取り組んでいます。ご期待ください。

番号	会社名	店名	営業種目	備考
1	(株)しいの食品	La Masa (ラ マーサ)	スペイン料理レストラン	新業態
2	(有)魚國商店	海鮮横丁うおくに	海鮮レストラン	新業態
3	カフェ・カンパニー(株)	GENERAL FARM' S (ジェネラル ファームズ)	パスタ、食料雑貨	新業態
4	(株)キャメル珈琲	カルティコーヒーファーム	コーヒー豆、輸入食品	
5	(株)レプハウス	off&on KITCHEN (オフノオン キッチン)	台所雑貨	県内初出店
6	(株)ジェイアイエヌ	JINS (ジンス)	眼鏡、サングラス	
7	(株)マルタ	メトロマルタ	生活・化粧品・服飾雑貨	新業態
8	(株)fitfit	fitfit (フィットフィット)	婦人靴	市内初出店
9	かながわ西湘農業協同組合	朝ドレファ〜ミ♪	農産物直売所	
10	(株)ヴィ・ド・フランス	ヴィ・ド・フランス	ベーカリー、イートイン	市内初出店
11	きみのそば	きみのそば	そばどころ	新業態
12	(株)山安	山安ひもの	干物	
13	(有)魚國商店	キッチンうおくに	魚総菜	新業態
14	(同)小田原かまぼこ発信隊	小田原かまぼこ本陣	かまぼこ	新業態
15	(有)T.N.K	中ちゃん家のお惣菜	和洋総菜	新業態
16	(有)植田商事	とりげん	鳥総菜	新業態
17	(株)田中屋本店	小田原田中屋本店	梅干し、つくた煮、総菜	
18	湘南ラスカ商事(株)	シーズンコレクション	和・洋菓子、ベーカリー他	
19	(株)正栄堂	曾我乃正栄堂	和菓子	
20	(有)小田原種秀	最中工房小田原種秀	もなか専門店	新業態
21	(株)ちん里う本店	焼菓子屋CHINRIU(やきがしや ちんりう)	洋菓子	新業態
22	(一社)箱根物産連合会	TAKUMI館(たくみかん)	木製食器、木製雑貨	新業態
23	(株)菜の花	菜の花ピレツジ	和洋菓子、生活雑貨、カフェ	新業態
24	小田原市商店街連合会	北条楽市	小田原土産	新業態

「HaRuNe小田原」ホームページ  <http://www.harune-odawara.com>

9月20日(土)～26日(金)

動物愛護週間

環境保護課 ☎33・1481

動物愛護週間は、動物の愛護と適正な飼い方への理解と関心を深める週間です。飼い主としてのマナーや責任について、考えてみましょう。

飼い主のマナー

マナー1 最期まで飼う

飼う前に習性などを調べ、最期まで飼えるか考えましょう。興味本位で飼った動物の面倒が見られないか

らと捨てないでください。飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。

マナー2 飼い主が分かるように

迷子になり、飼い主の元に帰れない動物が多くなります。飼い主の氏名や連絡先を書いた首輪や名札、マイクロチップなどをつけましょう。

マナー3 犬の登録・狂犬病予防注射を

狂犬病予防法で、生涯1回の犬の

9月21日(日)～30日(火)

秋の交通安全運動

岡 地域安全課 ☎33・1396

日没時刻が早まり、夕暮れ時や夜間に、事故が起こりやすい季節です。一人一人が注意を払い、交通事故防止に努めましょう。

子どもと高齢者の交通事故防止

歩行者は「安全通行を」

●道路を渡るときは、遠回りでも、信号機や横断歩道のあるところを渡る。

●青信号で横断歩道を渡るときでも、右折車、左折車に注意する。

ドライバーは「安全運転を」

●青信号でも、自分の目で安全を確認する。

●前方の車の減速・停止などに注意を払う。

70歳以上の人は

高齢運転者標識をつけましょう

年齢が70歳以上で、身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、自動車の前後に、高齢運転者標識をつけるように努めることが、道路交通法に定められています。

高齢ドライバーを思いやる運転を呼びかけ、安全を確保する一つの手段として活用しましょう。



高齢運転者標識

登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。また、鑑札・注射済票は首輪につけましょう。

マナー4 ふん尿や汚物は処理する

ふん尿の始末は飼い主の義務です。紙、袋などを持って散歩し、尿は水で流しましょう。

水痘(みずぼうそう)と高齢者肺炎球菌ワクチン 定期予防接種に追加

岡 健康づくり課 ☎47・0820

●高齢者肺炎球菌ワクチン

接種期間 10月1日(水)～平成27年3月31日(火)

対象 今までに接種を受けたことのない人のうち、

- ①平成27年3月31日時点で、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳の人、100歳以上の人
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓や腎臓、呼吸器などに重い障がいがある人(身体障害者手帳1級程度の人)

接種回数 1回

費用 3000円(予定)

※免除制度あり

持ち物 健康保険証など住所・年齢が分かるもの。①の人は接種券(9月中に送付)、②の人は身体障害者手帳

マナー5 放し飼いにしない

犬の散歩をするときは、必ずリードをつけましょう。放し飼いは、他人に危害を加える可能性があります。

マナー6 野良猫に餌だけを与えない

餌を与える場合は、繁殖やふん尿の始末にも責任を持ちましょう。

第61回小田原市民文化祭(前半)

文化政策課 ☎33・1709

今年度の市民文化祭は、平成29年度秋に開館予定の芸術文化創造センターを見据えて開催します。10月3日(金)～5日(日)のオープニングイベントは、多くの人が誰でも自由に参加できる「アンデパンダン方式」(※)で

実施。初心者からプロまで、個人から団体まで参加する初の試みです。※アンデパンダン方式…エントリースタッフが自由に作品を出品できる展示会

日時	事業名	場所
9月13日(土) 午後2時～4時30分	小田原楽友協会コンサート	市民会館
9月27日(土) 午前10時～午後4時	第61回市民俳句大会	けやき
9月27日(土)～10月5日(日) (日)上映時間は確認ください。	小田原映画祭シネマトピア2014	小田原城 銅門枳形、 コロナワールド 他
9月28日(日) 午後1時～4時	第46回小田原三曲会演奏会	けやき
9月28日(日) 午後1時30分～	マーチングフェスタ2014	小田原アリーナ
10月3日(金)～5日(日) 午前10時～午後5時	文化祭オープニング 「市民による芸術文化創造フェス」	市民会館
10月4日(土)～5日(日) 午前9時30分～	第67回西相地区高校演劇	けやき
10月9日(木)～12日(日) 午前10時～午後5時30分	第65回市民書道展	けやき
10月11日(土) 午前11時～午後3時	第10回小田原大正琴協会演奏会	市民会館
10月12日(日) 午前10時～午後5時	第24回小田原市民文化祭囲碁大会	市民会館
10月12日(日) 午後1時30分～4時30分	第12回アンサンブルコンサート	市民会館
10月13日(祝) 午前9時～午後5時	第47回吟剣詩舞道大会	市民会館
10月14日(火)～19日(日) 午前10時～午後6時	第56回小田原市写真展	けやき
10月15日(水)～19日(日) 午前9時～午後6時	第79回西相美術展	市民会館
10月18日(土) 午前11時～午後5時	第8回日本舞踊公演	市民会館
10月19日(日) 正午～午後6時30分	第48回市民合唱祭	市民会館

ごみの分別を徹底してください

環境政策課 ☎33・1471

市では、「燃せるごみ」を減らすため、9分類18品目を分別し、資源化に努めています。毎年、分別状況調査を行うと、「燃せるごみ」にさまざまな資源物が混入しています。また、指定日以外に出されたスプレー缶やライターが原因で、ごみ収集車の車両火災が発生しています。



「燃せるごみ」に紙・布類、トレー類・プラスチック容器、ペットボトル、びん、缶、燃せないごみなどが混入。

分別の注意点

①紙類…種類ごとに分別し「紙・布類」の日に

- 分別の種類…①新聞紙、②段ボール、③紙パック、④雑紙(雑誌、包装紙など束ねられるもの)、⑤その他紙(メモ紙などの小さい紙。紙袋や封筒に入れる他、紙に包む、雑誌やノートに挟んで出す)

②トレー類・プラスチック容器…軽く水洗いし「トレー類」表示のあるものの日に

- びん、缶などの異物や注射針、刃物といった危険物の混入が多く、今年度から手作業で選別しています。☑表示以外のものを入れないでください。
- 容器包装以外のプラスチックは「燃せないごみ」です。

③ペットボトル…キャップを外し、きれいに洗い「ペットボトル」の日に
● キャップは、「トレー類」表示のあるものの日に出してください。

「その他紙」回収紙袋を配布

「その他紙を入れる紙袋がない」という声を受け、古紙回収とリサイクルを行っている「小田原市古紙リサイクル事業組合」が「その他紙」回収用紙袋を作りました。

紙袋は、10月1日から小田原市古紙リサイクル事業組合員が希望者に配布します。

【入手方法】

○紙・布類収集日に収集している作業員に声をかけてください。

○小田原市古紙リサイクル事業組合へ電話(☎23・3125)。

「ほづあんのぞみ」・障がい者の働く場⑤

「ほづあんのぞみ」

「ほづあんのぞみ」は、施設の使命として「障がいのある人に働く喜びを感じてもらいたい」を掲げています。毎日、自宅やグループホームから40人以上の障がいのある人が通い、仕事に取り組んでいます。

地元企業から発注される、ボールペンの組み立てや自動車部品の箱詰め、タオルを畳むなどの作業や、企業に出向いて作業する「企業内作業」を行い、社会性の向上や働く意欲を高めています。その他、菓子・食品の製造や施設内の喫茶店での調理・接



市立図書館の館外清掃。来館者から励ましの言葉をかけてもらえると、やりがいを感じます。



利用者の皆さんと。前列左から2人めが上田所長。

客、今年4月からは、市立図書館の館外清掃も行っています。

「利用者には、『一生懸命働くことで信頼を得られ、次の仕事につながる』、新しいことに挑戦できる」ということを経験してもらいたいです。障がいのある人が働くことのできる場は、まだまだ少ないのが現状ですが、地域の人のご理解とご協力のもと、障がいのある人の働く力の向上のため、日々活動しています」と所長の上田理さんは話します。

ほづあんのぞみ(浜町1-2-15)

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所



地域の活性化を

目指して

オダワランドが盛り上げる

本町・幸地区の持続的な活性化を目指し、平成25年5月から地域の有志商業者を中心となり議論・意見交換を重ね、同年11月に立ち上げた「オダワランド」。小田原ならではの文化や歴史を生かしつつ、時代に合った新しい活動に取り組んでいます。

今年3月、宮小路地区の歴史や風情ある通り、個性的な店舗など、地域の魅力を知ってほしいという思いで「小田原屋台フェスタ」を、市の支援



オダワランド代表 林祐司さん



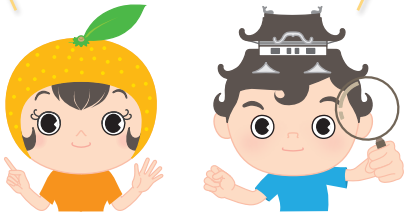
7月25～27日に行われた「第2回小田原屋台フェスタ」のようす

を受けて開催。2日間で約1400人が訪れ、1000杯以上のラーメンを売り上げました。平成26年度には、「地域の活性化に積極的に取り組む意欲ある団体」を県が支援する「地域商業ブランド確立総合支援事業」に採択され、7月に2回目の同イベントを開催し、1回め以上の成果を上げました。

「このイベントで、地域の人の心がワクワクし、前向きになったと感じました。オダワランドの活動には、地域の人の同意・協力が必要。地域との関わりがもっと深くなり、結束できるように取り組んでいきたいです」と代表の林さんは話します。

オダワランドがますます、本町・幸地区を盛り上げます。

社会科見学



もの知りで優しいみかんちゃんと、やんちゃなジョー君が、市内地場産業の事業所を訪ねます。

18 伊勢兼商店の巻(小田原蒲鉾)

有限会社伊勢兼商店
所在 浜町3-15-5



有限会社伊勢兼商店は、1830(天保元)年に創業した蒲鉾店です。原材料や水にこだわり、石すり鉢を使った伝統的な製法で、蒲鉾などの水産練り製品を製造・販売しています。



今回は、六代目の杉山勇人さんに案内してもらいました。

1

大きな石すり鉢だ!



この石すり鉢で、すり身を作っているんだ。グチやスケソウダラを使い、1回に100kg以上のすり身を作るんだ。

石すり鉢を使うと、魚肉の繊維を壊さずにすれるから、程良い弾力と歯ごたえがある蒲鉾になるのよ。



2

すり身に何か入ってるよ。



塩を加えているんだ。塩がなじんだら、砂糖・みりん・卵白で味をつけ、さらに、するんだ。

季節や気候によって味などが変わらないように、する時間などを変えているのよ。



3

すり身が搾り出されているよ。



味をつけたすり身は、細かい骨や皮などを取り除くため、こし器でこすんだ。

こすことで、すり身はさらにきめ細くなるのよ。



4

すり身が木の板に乗っているよ。



機械で成形して板づけしているんだ。機械を使うようになった現在でも、職人さんが一つ一つ目で見て確認しているんだ。

蒲鉾板を木で作るのは、木に蒲鉾の水分を調整する働きがあるからなのよ。蒲鉾板は種類によって大きさなどが違うわ。



5

板づけしたすり身が並んでいるよ。



板づけしたすり身を蒸し器に入れて、85℃で約30分間蒸すと、蒲鉾ができて上がるんだ。

蒸す前に表面を少しあぶることで、照りを出しているのよ。



なんで小田原は、蒲鉾作りが盛んなんだろう?



小田原は、蒲鉾作りには欠かせない豊富な魚と地下水に恵まれているからよ。





夏野菜カレー。色鮮やかな夏野菜が、食欲をそそります。

夏野菜で 暑さを乗り切る 富水小学校

夏の「日差し」をたっぷりと浴びて育った夏野菜。ビタミンを豊富に含み、体の熱を取り、冷やす効果があるので、体に優しい食材です。給食では、おいしい夏野菜をいろいろなメニューに登場させています。

小田原なす

夏野菜の代表といえ「なす」。小田原では、久野や川東地域などで「小田原なす」を栽培しています。水々しく、艶やかなのが特徴です。
なすは油との相性がよく、炒めたり、揚げたりするとまろやかな味になり、よりおいしくなります。

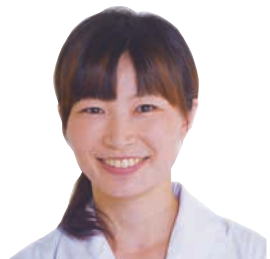
今日の献立は、「夏野菜カレー」。なす、かぼちゃ、ピーマン、トマト、枝豆といった「まさに今が旬！」の夏野菜を大集合させた、子どもにとっても人気があつたメニューです。「夏野菜に限らず、旬の食材をふんだんに取り入れた給食を食べることで、子どもにも季節を感じてもらいたい」そんな思いを込めて、これからも給食を作っていきます。



給食委員が毎日、献立や食材などを給食ボードに書いて、紹介します。



今日の献立は何だろう？
季節を感じ、
地域の恵みをいただく献立・・・
学校給食を
のぞいてみましょう。



富水小学校栄養士・奥津和恵さん

夏野菜カレー (4人分)

材料

- なす 大1個(乱切り) ●かぼちゃ 1/5個(くし切り、2cm幅)
- ピーマン 大1個(角切り)
- トマト 中1個(種を除き角切り) ●枝豆 12さや
- たまねぎ 大1個(スライス) ●にんじん 中1個(いちょう切り)
- にんにく・しょうが 1片(みじん切り)
- 豚肉 200g(細切り) ●サラダ油 適量
- 小麦粉 大さじ5 ●バター 30g
- スキムミルク 40g ●カレー粉 小さじ1強
- カレールー 1かけ強
- A(鳥がらスープ 大さじ2、ケチャップ 大さじ1と1/2、ウスターソース 大さじ1と1/2、りんごソース 40g、しょうゆ 大さじ2弱、塩・こしょう 少々)

作り方

- ① サラダ油を熱し、たまねぎをきつね色になるまで炒める。
- ② 枝豆は熱湯でゆで、さやから出す。
- ③ なす、かぼちゃ、ピーマンは素揚げする。
- ④ バターを熱し、小麦粉を炒めてルーを作る。ルー、スキムミルク、カレー粉、カレールーにぬるま湯を入れ、ミキサーにかける。
- ⑤ 別の鍋でサラダ油を熱し、にんにく、しょうが、豚肉、にんじんの順に炒め、トマトと①のたまねぎを加える。
- ⑥ ⑤の具材がかぶるくらいの水を入れ、軟らかくなるまで煮込む。
- ⑦ ⑥が煮えたらAの調味料を入れ、さらに煮込んだ後④を加える。
- ⑧ しばらく煮込み、火を止める直前に②・③を入れる。